

掲示期間 4.1-4.10

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第49号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第111号）の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第44条」に改める。

第10条に次の1項を加える。

3 前2項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金の減免の申請書にその事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第21条第2号ウ中「新潟中央農業共済組合」を「新潟県農業共済組合」に改める。

第32条中「定めるところによる」を「定めるもののほか、市長が別に定めるものとする」に改める。

第34条を次のように改める。

（納付書又は納入書の様式）

第34条 条例第2条第3号に規定する納付書、同条第4号に規定する納入書及び納入書を再発行するときその他市長が必要と認めるときの納入書の様式は、別に定めるものとする。

第35条の見出し中「についての文書の様式」を削り、同条第1項を次のように改める。

法令の規定により行う市税及び森林環境税の賦課徴収に係る届出、申請、指定、通知その他の行為のうち次に掲げるものは、それぞれ別に定める様式による文書により行うものとする。

（1） 法第9条の2第1項後段及び令第2条第6項の規定による届出

- (2) 法第9条の2第2項後段の規定による通知
- (3) 法第11条第1項の規定による告知
- (4) 法第11条第2項の規定による督促
- (5) 法第13条の2第3項後段及び令第6条の2の4ただし書の規定による告知
- (6) 法第14条の16第4項の規定による通知
- (7) 法第14条の16第5項の規定による交付要求
- (8) 法第14条の18第2項前段の規定による告知
- (9) 法第14条の18第2項後段の規定による通知
- (10) 法第15条第3項及び第5項並びに条例第6条の2第5項（条例第6条の4第2項及び条例第6条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- (11) 法第15条の2第1項及び第2項に規定する徴収の猶予の申請
- (12) 法第15条の2第3項に規定する徴収の猶予期間の延長の申請
- (13) 法第15条の2第7項（法第15条の6の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- (14) 法第15条の2の2第1項（法第15条の5の2第3項及び法第15条の6の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- (15) 法第15条の2の2第2項（法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知
- (16) 法第15条の2の3第2項に規定する差押解除の申請
- (17) 法第15条の3第3項（法第15条の5の3第2項及び法第15条の6の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- (18) 法第15条の6の2第1項に規定する換価の猶予の申請
- (19) 法第15条の6の2第2項に規定する換価の猶予期間延長の申請
- (20) 法第15条の7第2項及び第5項の規定による通知
- (21) 法第15条の7第4項及び第18条の規定により納税義務が消滅したことの

通知

- (22) 法第15条の8第2項の規定による通知
- (23) 法第16条第1項に規定する担保の提供に係る届出
- (24) 令第6条の10第3項の規定による文書の提出
- (25) 法第16条第3項（法第16条の3第3項及び第16条の4第7項において準用する場合を含む。）に規定する増担保の提供等の要求及び法第16条の3第1項の規定による命令
- (26) 法第16条の3第4項の規定による通知
- (27) 法第16条の3第8項及び第9項並びに法第16条の4第4項及び第5項に規定する解除の通知
- (28) 法第16条の4第2項の規定による通知
- (29) 法第16条の4第9項の規定による交付要求
- (30) 令第6条の12第5項の規定による文書の提出
- (31) 法第17条及び第17条の2の規定による過誤納金の還付及び充当に係る通知
- (32) 法第17条の規定による過誤納金の還付を受けるための請求書
- (33) 令第6条の13第2項の規定による通知
- (34) 法第17条の3第1項に規定する申出
- (35) 法第20条の2第1項の規定による公示送達
- (36) 法第20条の4第1項の規定による徴収の嘱託及び受託並びに徴収の嘱託を受けたことの納税者への通知
- (37) 法第20条の5の2及び条例第7条の2第4項の規定による申請
- (38) 法第20条の5の2及び条例第7条の2第5項の規定による通知
- (39) 法第20条の9の3第1項から第3項までの規定による更正の請求
- (40) 法第20条の9の3第4項の規定による通知

(41) 法第20条の10の規定による証明書の交付請求

第35条第2項を次のように改める。

2 法第20条の10の規定により交付する証明書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

第35条第3項中「この規則に定める」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第20条の10及び条例第8条第2項の規定により交付する軽自動車税（種別割）納税証明書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

第36条第1項中「次に掲げる様式による」を「別に定める」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「別記様式第54号（その1）又は別記様式第54号（その2）による加算金決定通知書」を「別に定める通知書」に改める。

第37条中「別記様式第55号（その1）から別記様式第55号（その6）までによる督促状によるものとする」を「別に定めるものとする」に改める。

第38条第1項中「場合の規則で定める申告書は、別記様式第56号（その1）による納税管理人（変更・異動）申告書とする」を「場合に提出する納税管理人申告書の様式は、別に定めるものとする」に改め、同条第2項中「場合の申請書は、別記様式第56号（その2）による納税管理人（変更・異動）承認申請書とする」を「場合に提出する納税管理人承認申請書の様式は、別に定めるものとする」に改め、同条第3項中「別記様式第56号（その3）による納税管理人（変更・異動）承認（不承認）通知書」を「別に定める通知書」に改め、同条第4項中「申請書は、別記様式第56号（その4）による納税管理人不設定認定申請書とする」を「申請書の様式は、別に定めるものとする」に改め、同条第5項中「別記様式第56号（その5）による納税管理人不設定認定（不認定）通知書」を「別に定める通知書」に改め、同条第6項中「届出書は、別記様式第56号（その6）による納税管理人不設定異動届出書とする」を「届出書の様式は、別に定めるものとする」に改める。

第39条中「規則で定める過料納入通知書は、別記様式第57号による」を「納入通知書の様式は、別に定める」に改める。

第40条第1項中「第86条第2項若しくは第3項」を「第86条第2項若しくは第4項」に改め、「規則で定める」を削り、「次に掲げるとおり」を「別に定めるもの」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次に掲げる」を「別に定める」に改め、同項各号を削る。

第41条を次のように改める。

(各税についての文書の様式)

第41条 次に掲げる申告書、通知書、申請書及び届出書の様式は、別に定めるものとする。

- (1) 条例第28条第7項に規定する申告書
- (2) 条例第28条第8項に規定する申告書
- (3) 条例第35条第1項に規定する納税通知書
- (4) 条例第40条の2の規定により納期の特例を承認する通知書
- (5) 条例第40条の3に規定する申請書
- (6) 条例第40条の4に規定する届出書
- (7) 条例第40条の5の規定により納期の特例を取消し、又は却下する通知書
- (8) 条例第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項、第51条及び第51条の2第1項に規定する申告書
- (9) 条例第52条に規定する申告書
- (10) 条例第57条第2項に規定する申告書
- (11) 条例第57条第3項に規定する申告書
- (12) 条例第65条に規定する納税通知書
- (13) 条例第6条及び法第417条第1項の規定による通知書
- (14) 条例第70条第1項に規定する申告書

- (15) 条例第70条の3に規定する申告書
- (16) 条例第82条に規定する納税通知書
- (17) 条例第87条第8項に規定する申請書
- (18) 条例第87条の2第4項に規定する申請書
- (19) 条例第102条に規定する届出書
- (20) 条例第103条に規定する申告書
- (21) 条例第136条第1項に規定する申告書
- (22) 条例第141条第3項に規定する納入申告書
- (23) 条例第144条第1項前段に規定する申告書
- (24) 条例第144条第1項後段に規定する申告書
- (25) 条例第146条の8第2項及び第3項に規定する申告書

本則に次の3条を加える。

(地籍図等の様式)

第42条 条例第69条の規定により規則で定める地籍図、土地使用図、土壤分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地籍図 別記様式第7号
- (2) 土地使用図 別記様式第8号
- (3) 土壤分類図 別記様式第9号
- (4) 家屋見取図 別記様式第10号
- (5) 固定資産売買記録簿 別記様式第11号

(自動車の標識等の様式)

第43条 条例第87条第4項の規定により規則で定める標識のひな型及び証明書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原動機付自転車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車（以下「特定小型原動機

付自転車」という。) を除く。) 及び小型特殊自動車の標識 別記様式第12号

(2) 特定小型原動機付自転車標識 別記様式第13号

(3) 原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書 別記様式第14号

2 条例第87条の2第2項の規定により規則で定める標識のひな型は、別記様式第15号による商品原動機付自転車臨時運行標識とする。

(入湯税の帳簿の様式)

第44条 条例第145条第1項に規定する入湯税の帳簿は、別記様式第16号による入湯税徴収原簿とする。

別表第6(15)の項を次のように改める。

(15) 事業所床面積のうち課税標準の算定期間中において 6か月以上休止していた施設((17)に該当する施設を除 く。) ア 事業の休止期間が、事業を休止した日を含む課税標準の 算定期間内であつた場合	事業を休 止した日 の属する 月の翌月 から事業 を再開し た日の属 する月ま での月数 ／当該課 税標準の 算定期間
--	--

	の月数
イ 事業の休止期間が、事業を休止した日を含む課税標準の算定期間を超える場合	当該算定期間が開始する日の属する月から事業を再開した日の属する月までの月数／当該課税標準の算定期間の月数

別表第6に次のように加える。

(17) 事業所床面積のうち天災その他の災害による被害を受け、課税標準の算定期間中において休止していた施設	
ア 事業の休止期間が、事業を休止した日を含む課税標準の算定期間内であつた場合	事業を休止した日の属する月の翌月から事業を再開する日の属

	する月ま での月数 ／当該課 税標準の 算定期間 の月数
イ 事業の休止期間が、事業を休止した日を含む課税標準の 算定期間を超える場合	事業を休 止した日 の属する 月の翌月 から当該 課税標準 の算定期 間の末日 の属する 月までの 月数／当 該課税標 準の算定 期間の月 数
(ア) 事業を休止した日の属する課税標準の算定期間	当該課税

	標準の算定期間が開始する日の属する月から事業を再開した日の属する月までの月数／当該課税標準の算定期間の月数
--	---

別記様式第5号（その1）から別記様式第45号（その5）までを削り、別記様式第46号を別記様式第5号とし、別記様式第47号を別記様式第6号とする。

別記様式第48号から別記様式第73号までを削り、別記様式第74号を別記様式第7号とし、別記様式第75号を別記様式第8号とし、別記様式第76号を別記様式第9号とし、別記様式第77号を別記様式第10号とし、別記様式第78号を別記様式第11号とする。

別記様式第79号から別記様式第81号までを削る。

別記様式第82号中「条例第78条第1号ア」を「条例第78条第1号ア及びウ」に、「条例第78条第1号ウ」を「条例第78条第1号エ」に、「条例第78条第1号エ」を「条例第78条第1号オ」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第82号の2を別記様式第13号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第14号（第41条関係）

原動機付自転車 小型特殊自動車		標識交付証明書	
標識番号			
車名		交付年月日	
型式		種別	
車台番号		総排気量等	
納税義務者	住所 (所在地)		
	フリガナ		
	氏名 (名称)		
備考			

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

年 月 日

新潟市長

印

- この証明書は、原動機付自転車及び小型特殊自動車を使用する場合は常に携帯し、新潟市の徴税吏員の請求があった場合は、提示してください。
- 上記納税義務者の変更が生じた場合、変更の手続に必要ですので、紛失しないよう大切に保管しておいてください。

原動機付自転車、小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)の取扱いについて

- この証明書の車両について、次のようなことがあった場合は、すぐに届けてください。

①新潟市から転出するとき。	④名義や車体を変更するとき。
②ほかの人に譲るとき。	⑤使用できなくなり処分するとき。
③盗難にあったとき。	⑥その他、車両が手元からなくなったとき。
- 車両を所有しなくなつても、廃車の手続をしないでいると税金がかかりますので、必ず手続をしてください。届出には、標識(ナンバープレート)及びこの証明書が必要です。
- 標識は大切に取り扱ってください。なくしたり、壊したりしますと、理由書の提出及び弁償金を求める場合があります。また、次のことは禁止されています。

⑦標識を届出以外の車両につけかえること。	⑧標識をはずして他人に譲ったり、貸したりすること。
----------------------	---------------------------
- 標識をなくしたり、壊した場合は、廃車又は再登録の手続が必要です。

以上の届出又は相談は

※原動機付自転車及び小型特殊自動車(農耕用を除く。)を使用する場合には、自動車損害賠償保険(共済)に加入が必要です。加入手続は、損害保険会社、代理店(郵便局及びコンビニエンスストアの自賠責取扱店)又はJA(農協)でできます。

この証明書には、すかし等の不正防止処置を施しております。

別記様式第83号及び別記様式第84号を削り、別記様式第85号を別記様式第15号

とする。

別記様式第86号から別記様式第92号までを削り、別記様式第93号を別記様式第16号とする。

別記様式第94号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の新潟市市税条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の新潟市市税条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある改正前の新潟市市税条例施行規則の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。